

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

さいたま幸手線	路線名
南埼玉郡宮代町大字国納字沼端三一八番六地先から同郡同町大字国納字沼端三一六番六地先まで	供用開始の区間
平成二十九年三月二十八日	供用開始の期日
平成二十九年一月二十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 二五・二八メートル	備考